

1. 進級ならびに卒業認定は、それぞれの認定会議を経て校長がこれを行う。
2. 2年または3年課程における第1学年から第2学年へ、または第2学年から第3学年への進級認定は次の基準による。
 - (1) 当該学年の出席すべき日数の3/4以上の出席
 - (2) 当該学年の修得科目の合計時間数が800時間以上とし、介護福祉学科、社会福祉学科および言語聴覚学科にあっては、当該学年で履修指定されている資格取得にかかわる厚労省指定科目を含むものとする。
 - (3) 授業料等の納付金を完納していること。
3. 所定の全課程を修了したことを認められる者には卒業を認定する。認定基準は次のとおり。
 - (1) 1年課程にあっては第1学年、2年課程および3年課程にあっては最終学年の出席すべき日数の3/4以上を出席していること。
 - (2) 修得科目の合計時間数は、1年課程にあっては800時間以上、2年課程にあっては1,700時間以上、3年課程にあっては2,400時間以上とする。ただし、2年課程及び3年課程の各学年の1年間の時間数は、800時間以上とする。また、介護福祉学科、社会福祉学科および言語聴覚学科にあっては、資格にかかわる厚労省指定科目の全科目を含むものとする。
 - (3) 授業料等の納付金を完納していること。
4. 卒業を認定され、かつ2年間で1,700時間以上の科目時間数を修得した者には「専門士」の称号を与える。
5. 進級および卒業に必要な補講が年度内または卒業式前日までに終了しない場合は、その理由が妥当と判断される場合に限り、補講が完了するまで仮進級および卒業延期とする。ただし、その期間の仮進級は6月末まで、卒業延期は年度末までを原則とする。
6. 休学による原級留置者の出席日数および出席授業時数に関しては、前年度分を考慮することがある。
7. 学業劣等で成業の見込みのない者、または正当な理由がなく出席が常でない者が再入学を願い出た場合、校長はこれを許可する場合がある。
再入学願い出のない者については学則による自主退学となる。
8. 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。